

## 登録・更新したい方へ



その前に...

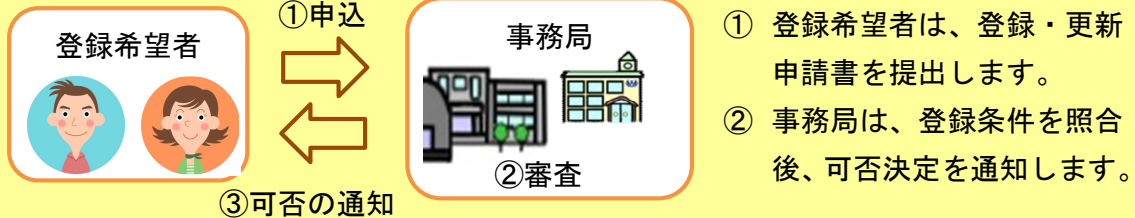
ここでは、「うきは市生涯学習人材バンク」に登録を希望する方で、基本的に、うきは市民又は市内勤務の方を対象とします。

「うきは市ボランティアセンター」を希望する方は直接、事務局へ電話をしてください。



## 登録方法

### 手順



※ 登録・更新申請書は、事務局又はHPで入手してください。

☞ 「登録・更新申請書」を事務局に提出してください。書類審査後、可否決定の通知書を送付します。尚、「[登録・更新申請書](#)」は、事務局又はHPでダウンロードしてください。

## 登録条件

個人でも団体でも登録できますが、下記の要件に満たすことを条件としています。

- (1) 「生涯学習人材バンク設置規則」に賛同する者
- (2) 基本的にうきは市民又は市内勤務の者
- (3) 会員が5名以上の場合、団体とする
- (4) 会員がボランティア保険に加入しておくこと
- (5) 特定の政党やこれに類する政治団体・個人やグループ及び宗教団体・個人からの登録ではないこと
- (6) 登録期間中に活動を行うこと
- (7) 政治・宗教・営利を目的とした活動を行わないこと
- (8) 個人情報等を他人に漏えいしないこと



## 登録期間

登録基準日(当該年度4月1日)から**2年**とする。年度途中で登録された者であっても、登録基準日は同じとする。

例(令和2年度の場合): 令和2年4月から令和3年3月までの途中で登録しても令和2年4月を基準日とするので、登録期間は令和4年3月31日までとなる。

※ 更新可能ですので、2年目の4月に更新をしていただければ、審査の上、2年延長可能です。

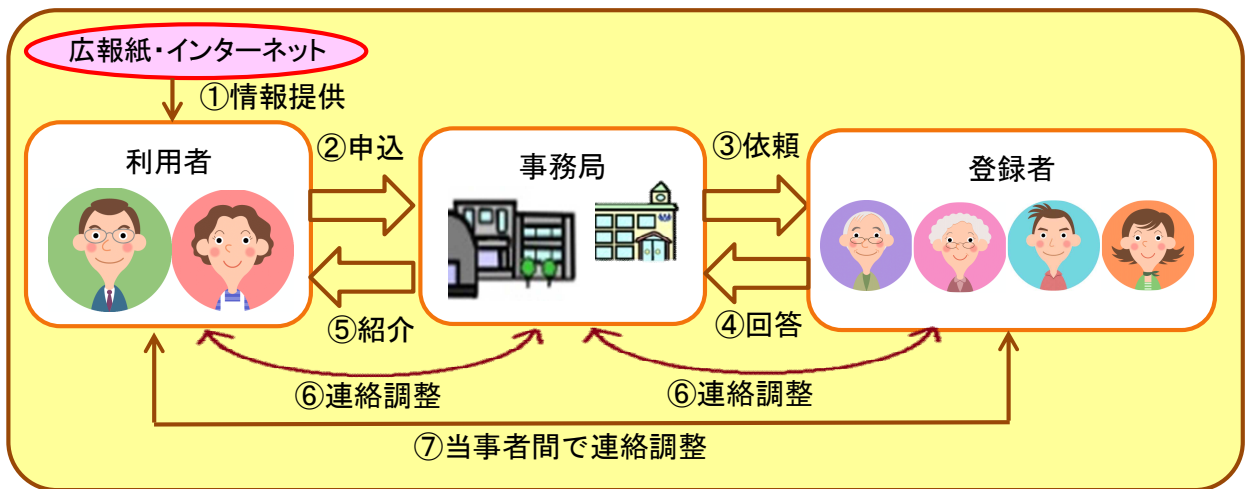
## 登録の取り消し

1. 登録者から申し出があったとき
2. 登録者が人材情報センターを利用して、政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき
3. その他教育委員会が不適当と認めたとき

## 登録の変更

登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに「人材情報センター」に届けてください。

## 活動までの流れ



☞ 利用者からボランティアの申込みを受けた事務局が、該当の登録者に依頼し、活動できるかどうかを確認します。活動できる場合、具体的な連絡調整をします。基本的に事務局が仲介しますが、状況に応じて、当事者同士が直接連絡調整を行う場合もあります。

☞ 実施後、利用者に「アンケート」を記入していただき、事務局に提出していただきます。今後の参考にしますので、ご了承ください。

## 支援内容

1. 広報うきは・チラシ等によるPR活動及び派遣申込の受付を行います。
2. うきは市民大学地方創生学部で自主運営講座を開いて学習する場合、年間を通した会場の仮予約をします。但し、後日、登録者が正式な予約（本申請）をしてください。  
また、会場の使用料及び冷暖房使用料は減免です。  
但し、会場は下記の施設に限ります。

るり色ふるさと館・文化会館（白壁ホール）・うきは市民ホール（かわせみホール）

その他くわしいことは、事務局にお尋ねになるかHPの各コーナーをご覧ください。



うきは市生涯学習人材バンク事務局  
(生涯学習課社会教育係)  
〒839-1321 うきは市吉井町 983-1  
TEL : 0943-75-3343 FAX : 0943-76-4724  
受付時間 月～金 ; 9:00～17:00  
※年末年始、祝日を除く。

うきは市ボランティアセンター事務局  
(社会福祉協議会)  
〒839-1321 うきは市吉井町 347-1  
TEL : 0943-76-3977 FAX : 0943-76-4329  
受付時間 月～土 ; 8:30～17:15  
※年末年始、祝日を除く。